

平成 16 年 4 月 19 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都新宿区西新宿八丁目 5 番 1 号
野村不動産オフィスファンド投資法人

代表者名

執行役員 秋山 安敏
(コード番号: 8959)

問合せ先

野村不動産投信株式会社
ファンドマネジメントグループリーダー 緒方 敦
TEL. 03-3365-0507

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

野村不動産オフィスファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)は、平成 16 年 4 月 19 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 発行新投資口数 35,000 口
- (2) 発行価額 未定
(平成 16 年 5 月 10 日(月曜日)から平成 16 年 5 月 12 日(水曜日)までの間のいずれかの日(以下「発行価格決定日」という。)に開催する役員会において決定する。)
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社(主幹事会社)、メリルリンチ日本証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、UBS 証券会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、みずほ証券株式会社、三菱証券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社、コスモ証券株式会社及び高木証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全投資口を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (4) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より本投資法人に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申込期間 平成 16 年 5 月 13 日(木曜日)から平成 16 年 5 月 17 日(月曜日)まで。なお、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 5 月 11 日(火曜日)から平成 16 年 5 月 13 日(木曜日)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 16 年 5 月 20 日(木曜日)。なお、需要状況等を勘案した上で繰り上げるこ

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

とがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 5 月 18 日（火曜日）となる。

- (8) 金銭の分配の 平成 16 年 5 月 1 日（土曜日）
起算日
- (9) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は今後開催する役員会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人及び 野村證券株式会社 1,050 口
売出投資口数 なお、売出投資口数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売出投資口数は、需要状況等を勘案の上、上記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」(2)記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売出価格 未定（平成 16 年 5 月 10 日（月曜日）から平成 16 年 5 月 12 日（水曜日）までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格と同一とする。）
- (3) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が 1,050 口を上限として借入れる本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」という。）の売出しを行う。
- (4) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 発行新投資口数 1,050 口
- (2) 発行価額 平成 16 年 5 月 10 日（月曜日）から平成 16 年 5 月 12 日（水曜日）までの間のいずれかの日に開催する役員会において決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 割当先及び口数 野村證券株式会社 1,050 口
- (4) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申込期間 平成 16 年 6 月 17 日（木曜日）。なお、一般募集における申込期間の繰り上がり（申込期日）に応じて繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 14 日（月曜日）となる。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払込期日 平成 16 年 6 月 18 日（金曜日）。なお、一般募集における申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 15 日（火曜日）となる。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (7) 金銭の分配の 平成 16 年 5 月 1 日（土曜日）
起算日
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない投資口については、発行を打切るものとする。
- (9) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は今後開催する役員会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社（以下「野村証券」）が本投資法人の投資主から 1,050 口を上限として借入れる本投資証券の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借入れた本投資証券（以下「借入投資証券」という。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は平成 16 年 4 月 19 日（月）開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 1,050 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日を払込期日（以下「本件第三者割当の払込期日」という。）として行うことを決議し、平成 16 年 4 月 19 日（月）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しています。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当の払込期日の 5 営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数の全てが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買付け、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資証券を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	148,600 口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	35,000 口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	183,600 口
本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	1,050 口(注)
本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	184,650 口(注)

(注) 本件第三者割当の発行新投資口数の全口数に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の数字です。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

3. 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び第三者割当による手取概算額(上限 22,278,900,000 円)については、本投資法人が取得を予定している不動産を裏付けとする信託の受益権を取得するための資金及び借入金の返済等に充当します。

4. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。

5. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 追加発行等の制限

一般募集に関連して、本投資法人は、主幹事会社である野村証券株式会社との間で、一般募集に係る新投資口引受契約の調印日から一般募集の受渡期日の3ヵ月後の応答日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資証券の追加発行等(本件第三者割当による本投資証券の追加発行等を除く。)を行わない旨合意しています。

(3) 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	発 行 額	発行後出資総額	摘 要
平成 15 年 8 月 7 日	200,000 千円	200,000 千円	設立時私募
平成 15 年 12 月 4 日	71,506,500 千円	71,706,500 千円	公 募

直近の投資口価格の推移(平成 15 年 12 月 4 日(上場日)から平成 16 年 4 月 16 日まで)

始 値	505,000 円
高 値	715,000 円
安 値	505,000 円
終 値	690,000 円

以 上

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。